

審査基準表

【令和6年度消費者力向上推進等業務委託】

審査項目		審査内容	配点	
個別項目	消費者意識向上のための啓発活動			
	消費生活セミナーの開催	高齢者、若年者、一般各対象者のニーズに合った提案内容となっているか。	10	
		150人以上への啓発を見込める提案となっているか。	10	
		提案内容に独創性があるか。	10	
	大学生・専門学校生に向けた啓発	大学生・専門学校生の消費者トラブル防止の啓発として効果的な提案内容となっているか。	5	
		5,000人以上への啓発を見込める提案となっているか。	5	
		提案内容に独創性があるか。	10	
	消費者トラブル・消費生活相談窓口周知のための広告			
	マス広告	テレビCM	放映時期や放映時間帯が視聴に適した時間帯となっているか。	5
			放送回数が15秒換算で100回を超えた提案若しくは同等以上の効果が認められる提案となっているか。	5
		ラジオCM	放映時期や放映時間帯が聴取に適した時間帯となっているか。	5
			放送回数が120回を超えた提案若しくは同等以上の効果が認められる提案となっているか。	5
	パブリシティによる啓発	パブリシティによる啓発を積極的に行っているか。	5	
	インターネット広告		60万回程度の表示を見込める提案若しくは同等以上の効果が認められる提案となっているか。	5
	その他の広告	映画館広告	延べ30万人程度の視聴が見込める提案となっているか。	5
バス広告		車外向け広告の期間が6か月以上となる提案若しくは同等以上の効果が認められる提案となっているか。	5	
新聞広告		紙面広告を1回以上行う提案若しくは同等以上の効果が認められる提案となっているか。	5	
広告全体		消費生活相談窓口の周知や消費者トラブルの未然防止に効果的な組合せとなっているか。	5	
		提案内容に独創性があるか。	10	
全体項目	内容構成力			
	本事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。		5	
	業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成できる企画となっているか。		5	
	計画的な業務スケジュールとなっているか。		10	
	運営体制		業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	10
経済性		提案に対しての経費は妥当か。また、節減が図られているか。	5	
実績		本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	
合計			150	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である540点以上になった者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である540点（満点900点の6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案